

レノボ・ジャパン合同会社次世代育成支援対策推進法に伴う一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、下記のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間：2023年4月1日～2028年3月31日（5年）

2. 目標

家庭やプライベートの事情にあわせて各社員が柔軟に働きやすい環境・制度を整えることで、全従業員が活躍しやすい環境を目指す。

3. 取り組み内容と実施時期

① 慣らし職場復帰制度の継続

育児・介護で長期間職場を離れていた社員がスムーズに職場に復帰できるよう、復帰から2週間を慣らし職場復帰期間とする。本期間中に所定時間の半分以上勤務すれば、全額給与を支給する制度を2021年5月に導入した。既に利用している社員からの評判もよいため、慣らし職場復帰制度を継続する。

実施時期：2023年～2028年

② 企業主導型ベビーシッター利用者支援制度の継続

内閣府のベビーシッター利用者支援事業を導入し、対象者にベビーシッターサービスを利用した際の割引券発行を開始した。男性社員、女性社員の双方から利用申込があり、本制度を引き続き継続する。

割引額：対象児童×2枚（最大4,400円）／1回あたり（多胎児2人：9,000円、多胎児3人以上：18,000円）、1ヶ月1家庭につき24枚まで

実施時期：2023年～2028年

③ 社会状況および個人の事情にあわせテレワーク（在宅勤務）による柔軟な働き方ができる制度と環境を維持する。全社平均60%以上が週に1～2回のテレワークを利用できる環境を継続する。

実施時期：2023年～2028年

以上